

# 台風19号に伴い宮城県農政部みやぎ米推進課が 東北農政局経営所得安定対策チームに確認した内容について

## (1)大豆及びそばについて

### ア 水田活用の直接支払交付金（戦略作物助成）

水田活用の直接支払交付金の交付を受けるには、自然災害等の合理的な理由が確認でき、適正な肥培管理が行われていたことが確認できる書類（栽培管理日誌等）及び写真（自然災害等の被害状況がわかるもの）が必要です。

なお、被害にあわれた方で、農業共済に加入されている方は、必ず宮城県農業共済組合へ被害の申告をしてください。農業共済に加入されていない方は、美里地域農業再生協議会事務局へ御連絡ください。

**被害状況の確認前に自己の判断ですき込み等の処理を行わないようお願いします。**

### イ 米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）

収穫ができず、出荷・販売が無い場合は、交付対象とはなりません。

## (2)飼料用米について

水田活用の直接支払交付金（戦略作物助成）の交付を受けるには、自然災害等の合理的な理由が確認でき、適正な肥培管理が行われていたことが確認できる書類（栽培管理日誌等）及び写真（自然災害等の被害状況がわかるもの）が必要です。

なお、被害にあわれた方で、農業共済に加入されている方は、必ず宮城県農業共済組合へ被害の申告をしてください。農業共済に加入されていない方は、美里地域農業再生協議会事務局へ御連絡ください。

**被害状況の確認前に自己の判断ですき込み等の処理を行わないようお願いします。**

## (3)地域振興作物及び露地園芸助成(県枠)について

水田活用の直接支払交付金（産地交付金）の交付を受けるには、自然災害等の合理的な理由が確認でき、適正な肥培管理が行われていたことが確認できる書類（栽培管理日誌等）及び写真（自然災害等の被害状況がわかるもの）が必要です。

**被害状況の確認前に自己の判断で処理を行わないようお願いします。**

## (4)耕畜連携助成(飼料用米収穫後の稲わら利用)について

わらの収集が行われていない場合(取組の未着手)は交付金の対象とはなりません。ただし、取組に着手したものの、台風被害により継続が困難となった場合については、個別に対応する必要があります。なお、耕畜連携の対応については、東北農政局から追加情報がある見込みとなっていますので、現段階では、作業日誌及び写真（被害状況がわかるもの）を整理しておいてください。

なお、ベール作業（梱包作業）した場合は、その写真も撮ってください。

**被害状況の確認前に自己の判断ですき込み等の処理を行わないようお願いします。**